

新型コロナウイルスの影響により支払いが困難な方へ

水道料金・下水道使用料のお支払い猶予について

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に水道料金等のお支払いが困難な方を対象に、その状況に応じて、お支払いの猶予をいたします。(最長で令和3年3月31日まで)
- 延滞金はかかりません。

受付期間	令和2年4月20日(月)から当面の間
対象となる方	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の方、売上減少により事業活動が厳しい事業者の方など、一時的に水道料金等のお支払いが困難になった方 ※個人、法人の全ての方が対象
対象となる料金	・水道料金 ・下水道使用料
受付方法	・中川村役場建設水道課の窓口で猶予申請書に記入 ・電話で相談後、猶予申請書を郵送により受付
申込先	中川村役場 建設水道課 水道係 〒399-3892 長野県上伊那郡中川村大草 4045-1 電話：0265-88-3001(内線63) 受付時間：月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く) 8時30分から17時15分